

■低所得者の子育て世帯への加算臨時特別給付金
(基準日以降に新生児が生まれた世帯の対応)

- ・住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)対象世帯
均等割のみ課税世帯で、令和5年12月2日から令和6年7月31日までに新生児が生まれた世帯には、以下のスケジュールにより申請書を送ります。

出生日	申請書発送日		振込日
令和5年12月2日 ~4月30日	5月24日	金	申請日による
~5月31日	出生届をご提出された際に、給付対象世帯であるか確認させていただきます。 給付対象世帯であれば、別途申請書をご案内します。		
~6月30日			
~7月31日			

- ・非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円)対象世帯
7万円給付手続きをした世帯で、令和5年12月2日から令和6年7月31日までに新生児が生まれた世帯には、以下のスケジュールにより支給します。

出生日	振込通知発送日		振込日	
令和5年12月2日 ~4月30日	5月24日	金	6月7日	金
~5月31日	6月24日	月	7月12日	金
~6月30日	7月24日	水	8月9日	金
~7月31日	8月19日	月	8月30日	金